○防衛省告示第二百六十四号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	付与年月日
ＪＳＳＦ	五一八	令和七年十月十四日
そうげい		

○防衛省告示第二百六十五号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	取消年月日
ＪＳＴＹ	六八六	令和七年十月八日
うくしま		

○関東地方整備局告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線及び福生都市計画道路事業九・六・一号多摩南北線

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　東京都東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目及び芋窪六丁目並びに武蔵村山市緑が丘、神明三丁目、神明四丁目、神明一丁目、中央二丁目、中央一丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目及び中原三丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷字榎内川添、大字殿ケ谷字砂前川添、大字石畑字二本榎、大字石畑字砂前、大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内

○関東地方整備局告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　福生都市計画道路事業三・四・四号新青梅街道線及び三・四・十号東京環状線

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵、大字箱根ケ崎字狭山、大字箱根ケ崎字日光海道西及び大字箱根ケ崎字加藤塚地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十三年十二月一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年関東地方整備局告示第四百三十四号、平成三十年関東地方整備局告示第百十六号及び令和六年関東地方整備局告示第百四十七号の事業地のうち東大和市芋窪六丁目及び武蔵村山市緑が丘において事業地を変更し、武蔵村山市学園二丁目を事業地に追加する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十八年関東地方整備局告示第十六号及び令和四年関東地方整備局告示第十号の事業地のうち武蔵村山市学園二丁目及び神明一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市学園三丁目を事業地から削除する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地のうち武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目において事業地を変更し、武蔵村山市三ツ藤一丁目を事業地に追加する。

使用の部分　平成二十七年関東地方整備局告示第二百十号及び令和三年関東地方整備局告示第五十七号の事業地から武蔵村山市榎三丁目及び本町一丁目を削除する。

○関東地方整備局告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道